

茨城県立医療大学付属病院売店及び入院セット提供業務運営事業仕様書

1 事業名

茨城県立医療大学付属病院売店及び入院セット提供業務運営事業

2 目的

県立医療大学付属病院に売店を設置し、当該売店において飲食物・衛生用品・日用雑貨等の販売及び入院セットの提供業務を行うことにより、病院利用者等の利便性の向上、職員の福利厚生の実現を図ることを目的とする。

3 事業期間

令和4年4月1日以降の行政財産使用許可の日から令和5年3月31日

事業期間終了後は、茨城県公有財産事務取扱規則（昭和39年茨城県規則第21号）で定める公有財産借用申請書を提出し、許可を受けることにより、当該行政財産の使用は可能とし、再申請を妨げない。

4 運営場所

茨城県立医療大学付属病院売店（以下「付属病院売店」という。）

茨城県稲敷郡阿見町阿見 4733 茨城県立医療大学付属病院内

面積 59.05 m²以内

5 病院の概要

(1) 名称	茨城県立医療大学付属病院（平成8年12月開院）
(2) 所在地	茨城県稲敷郡阿見町阿見 4733
(3) 診療システム	外来・入院ともに医療機関等からの紹介予約制 外来は、土日祝日休診
(4) 病床数	120床（成人93床／小児27床）
(5) 患者数	令和2年度 入院患者延べ 35,175人 外来患者延べ 18,840人 令和元年度 入院患者延べ 37,407人 外来患者延べ 23,054人 平成30年度 入院患者延べ 36,578人 外来患者延べ 23,163人
(6) 稼働状況	病床稼働率 令和2年度 2Aユニット：82.60% 3Aユニット：85.90% 令和元年度 2Aユニット：84.75% 3Aユニット：86.23% 平成30年度 2Aユニット：82.05% 3Aユニット：84.58% 平均在院日数 令和2年度 2Aユニット：76.03日 3Aユニット：83.91日

令和元年度 2 Aユニット：68.27 日

3 Aユニット：88.65 日

平成 30 年度 2 Aユニット：78.39 日

3 Aユニット：86.93 日

(7) 施設概要	3 階	3 Aユニット(成人)、3 Bユニット(小児)、屋上庭園
	2 階	2 Aユニット(成人)、手術室、臨床検査室、管理部門
	1 階	総合受付、診察室、総合相談室、調剤室 理学療法室、作業療法室、言語療法室 臨床心理室、精神科デイケア、画像診断部門、売店
	地階	調剤室、厨房、物品供給室
	敷地面積	：20,184 m ² 延床面席 13,450 m ²
	構造	：鉄筋コンクリート
	階数	：地下1階～地上3階

6 使用許可及び使用料

- ・運営事業者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 238 条の 4 第 7 項、茨城県行政財産の使用料徴収条例（昭和 39 年条例第 8 号。以下「条例」という。）及び茨城県公有財産事務取扱規則（昭和 39 年規則第 21 号）の規定に基づく行政財産の使用許可により、運営場所を使用するものとする。
- ・条例に基づき徴収する使用料は年払いとし、県の発行する納入通知書により県が指定する期日までに支払うものとする。

(参考)

付属病院売店 1 m²あたり年間 約 8,305 円

※使用面積については、県と事業者で別途協議する。なお、使用料は評価額等に応じて使用期間中といえども変更することがある。

- ・使用許可期間にかかわらず、公用又は公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可条件に違反する行為があると認めるときは、法第 238 条の 4 第 9 項の規定により、行政財産使用許可を取り消すことがある。この場合において、運営事業者が損失を生じても、県はこれを補償しない。

7 経費の負担

運営事業者は、売店及び入院セット提供業務の運営にあたって、次の経費を負担する。

- ・売店開業・入院セット提供業務開始のための施設整備費、備品・消耗品購入費
- ・運営に係る人件費、被服費、通信運搬費、システム導入に伴う各種改修費、セキュリティ経費、商品等に係る火災保険料等
- ・使用許可部分に係る清掃、廃棄物等の処理経費、防虫防鼠・消毒等衛生管理費
- ・使用許可部分に係る光熱水費
光熱水費は、本学で算出し、請求する額とする。
- ・利用者による使用許可部分の設備汚損・破損に対する対応経費

- ・使用期間満了又は使用許可取消に伴う物品の撤去及び施設の原状回復費用
- ・その他売店及び入院セット提供業務の運営に伴う一切の経費

8 売店運営条件

(1) 売店の営業日及び営業時間

原則として次のとおりとし、以下営業日及び営業時間帯は、入院セット提供業務に係る利用者対応が行われていること。

平日：午前10時半から午後3時の間の営業は必須とする。

土日祝日：可能な限り営業を検討すること。

営業日、営業時間、臨時営業日・臨時休業日の設定、営業時間の変更については、本学と運営事業者の事前協議により定めることができる。

(2) 取扱商品等

- ・軽食（弁当類、パン類、おにぎり類、即席麺等）、菓子類、飲料、衛生用品、日用雑貨類は必ず販売すること。
- ・入院患者の生活必需品に配慮した品揃えを心掛け、タバコ、アルコール類、その他療養に適さないものは、提供しないこと。また、品目選定にあたり、本学から要望があった場合は、可能な限り対応すること。
- ・9入院セット提供業務運営条件で記載する入院セット提供業務を行うこと。

(3) 売店運営全般に係る遵守事項

- ・売店は、病院利用者・職員の利便性向上に必要不可欠であることを認識し、病院運営に積極的に協力すること。
- ・従業員は、清潔感のある身なりで業務にあたるとともに、丁寧な接客対応に努めること。
- ・販売品の補充、賞味期限・消費期限管理及び金銭管理（釣銭対応を含む）等、売店及び入院セット提供業務の運営に係る維持管理業務は、事業者が適正に行うこと。
- ・売店に運営事業者や販売商品と関係のない広告を掲示する場合は、本学の許可を得ること。
- ・利用者からの要望等には、誠意をもって対応すること。また、要望内容を可能な限り反映できるよう努めるとともに、必要に応じてその内容及び対応状況を遅滞なく本学に報告すること。
- ・本学出入りの業者が運営する理美容室や患者付き添い家族用寝具レンタル等について、当該業者の希望に応じて売店窓口における予約受付や金銭の代理受領等に協力すること。
- ・本学がそれぞれ指定する場所において、公衆電話（1台）の設置・管理及びマスクの販売を行うこと。なお、公衆電話については、先行して使用許可を受けたうえで令和4年3月迄に設置し、令和4年4月1日から稼働できること。
- ・本学付属病院の感染対策マニュアル等に準じた感染対策を行うこと。

- ・その他、可能な範囲で、切手の販売、宅配受付、クリーニング受付、電子マネー決済、請求書発行による後払い対応等、利用者及び本学にとって利便性の高いサービスを提供すること。
- ・8（1）～（3）に定めた項目は、運営開始後の事情の変更により、対応の変更がやむを得ないと認められるときは、本学と運営事業者で協議のうえ、これを変更することができるものとする。

9 入院セット提供業務運営条件

（1）入院セット構成

- ・運営開始当初は、最低限以下セットの提供が行われることとし、セットの追加や構成品目の拡大については、自由提案とする。なお、運営開始時に提供するセット内容については、本学と協議の上、決定すること。

セット内容		使用量の目安	成人病棟 使用割合
A	紙おむつセット〔紙おむつ全日利用〕	—	3割
	テープ式	1～2枚/日	
	パンツ式	1枚/日	
	尿取りパット	昼用4枚/日 夜用2枚/日	
	おしりふき	適宜	
B	紙おむつセット〔A以外〕	—	
	パンツ式	2枚/日	
	尿取りパット	昼用7枚/日	
C	タオル類（バスタオル・フェイスタオル）	適宜	10割
D	寝巻	適宜	10割

- ・おむつ類の使用量は目安であり、利用者の容態の変化に応じて追加で使用した場合も料金の追加請求は行わないものとする。なお、タオル類・寝巻の使用割合は、現状の患者さんの使用状況を示したものであり、入院セット導入後、患者さん全員の利用を保証するものではない。
- ・Bセットの構成品目を拡大することにより、AセットとBセットをひとつにまとめることも可とする。
- ・紙おむつは各種サイズを用意できるメーカーであること。おしりふきは、厚手でアルコールを使用していないものであること。寝巻は、伸縮性のあるパジャマ又はスウェット上下であること。
- ・リネン類については、洗濯を含むこと。
- ・使用許可期間内でのセット内容及び価格の見直しに随時対応すること。
- ・3Bユニット（小児）27床の患者による利用を妨げないが、上記AからDの入院セットの売上見込の検討にあつては、2A及び3Aユニット（成人）93床のみの利用を想定すること。

(2) 運営体制

- ・運営開始前に本学職員への説明会を実施し、業務フローを提示する等、円滑に事業が実施できるよう配慮するとともに、運営開始後は、本学の要望を可能な限り反映する等、本学職員と連携を図りながら実施すること。
- ・運営開始にあたっては、利用者への周知を十分行い、円滑に導入できるよう配慮すること。
- ・入院セットは、常に清潔なものを保管し、利用者からの申込みに応じて提供する数量が常時確保されていること。また、利用者に提供するアイテムに経年劣化等がみられる場合は、必要に応じて交換すること。
- ・利用者へのアイテム提供は、本学職員等が各病棟保管棚から提供する。
- ・運営事業者は、蓋付きの使用済みネン類回収用のカートを必要数設置し、適宜回収すること。
- ・運営事業者は、在庫管理を適宜行い、欠品等が生じないようにすること。なお、各病棟における在庫の定数については、本学と別途協議の上決定することとし、在庫に不足が生じた場合は、迅速に補充を行うこと。また、棚卸についても、運営事業者の責任において行うこと。
- ・各アイテムの納品・搬出は、開錠時間内とし、受領にあつては、運営事業者が検品を行い、汚染・破損等の物品を利用者に提供することのないように十分留意すること。
- ・入院セットの利用に関しては、利用者との運営事業者が契約を行い、利用料金の集金についても運営事業者の責任で行うこと。なお、入院費用との混同を避けるため、本学付属病院総合窓口における利用料金の代理受領は行わない。また、トラブル防止のため、病棟内での利用料金の集金を行わないこと。
- ・利用料金に未収が発生した場合についても、運営事業者が適正に対応すること。

(3) 入院セット提供業務に係る遵守事項

- ・アイテムのうちリネン類の取り扱いについては、「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）」の別添1に定める衛生基準に準じて、適正に処理すること。
- ・運営事業者から直接業務を受託し又は請け負う者（以下「協力者」とする）がいる場合は、運営事業者は、協力者の評価及び指導を適切に行うこと。
- ・利用申込書の回収については、本学職員と十分な連携を図り、円滑に実施すること。また、業務を実施するために収集、作成した個人情報は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）及び運営事業者の個人情報保護方針に従い、適切に取り扱うこととし、協力者についても同等の義務を課すものとする。なお、本業務に係る個人情報の取扱いについては、使用許可期間満了後又は使用許可取消後も同様とする。
- ・運営事業者は、利用者からの問い合わせや苦情に対し、本学の病院運営に影響を与えることが無いよう誠意をもって対応すること。なお、病院運営上重大な内容については、遅滞なく本学へその内容を報告すること。

- ・ 9（１）～（３）に定めた項目は、運営開始後の事情の変更により、対応の変更がやむを得ないと認められるときは、本学と運営事業者で協議のうえ、これを変更することができるものとする。

10 原状復帰

- ・ 使用許可を取り消したとき又は使用許可期間が満了となったときは、運営事業者の負担で県が指定する期日までに売店内を原状復帰したうえで返還すること。ただし、県が特に認めた場合は、この限りではない。
- ・ 運営事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、県が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを運営事業者に請求することができるものとする。この場合において、運営事業者は何ら異議を申し立てることはできない。

11 人員配置

- ・ 本業務に必要なかつ十分な従業員数を配置し、本学との連絡調整役を担う現場責任者を定め、その氏名・緊急連絡先を記載した文書を本学に提出すること。
- ・ 従業員の健康管理を徹底し、感染症等の予防に努めること。
- ・ 従業員等が自家用車等で通勤等する場合は、運営事業者側の責任と負担において駐車場を確保すること（本学の駐車場は利用しないこと）。

12 危機管理

（１）法令遵守

施設等の使用、従業員の管理、商品の仕入れ、販売、保管等、売店運営及び入院セット提供業務を運営するにあつては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）をはじめとした関係法令等を遵守し、十分な安全確保及び衛生管理を行うこと。また、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。

（２）衛生管理及び防火・防犯

使用許可区域の清掃を定期的に行うとともに、防火・防犯上の点検を徹底し、売店運営区域については、施錠したうえで退出すること。

（３）報告

本運営において、食中毒、伝染病その他健康上の被害を与えたときや火災等の災害又は犯罪が発生したときは、その状況等について本学に遅滞なく報告すること。

また、県が求める場合は、適宜、経営状況等について報告すること。

13 損害賠償

- ・ 運営事業者は、その責に帰すべき事由により売店の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による売店の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、運営事業者が自己の負担により売店を原状に回復した場合は、この限りではない。
- ・ 当該業務において、運営事業者の責に帰すべき事由により、健康上の被害又は火災等

の災害若しくは犯罪による損害を与えたときは、当該被害者に対してその損害を賠償するとともに、その後の運営継続に関して必要な措置を講ずることとする。

- ・入院セット提供業務に関し、アイテムの紛失、取扱上の過失による損害、その他事業者の責により生じた損害については、県の責によることが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。

14 その他

本仕様書及び運営事業者の申請に基づき交付される指令に定めのない事項については、県と運営事業者が協議して定めるものとする。